

6 同 和 問 題

大和市では、同和問題に対する偏見や差別をなくすために、正しい理解と認識を深め、人権意識の向上を図る啓発活動を行っています。教育委員会においては、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、学校教育や社会教育において、人権教育を推進しています。

(1) 同和問題の正しい理解の普及

同和問題が日本の歴史的な経緯によって作られた差別であることを理解し、いわれなき差別の実情と課題について、すべての人が理解をするための取組みが必要です。同和問題についての歴史的な偏見に加え、近年はインターネット等で様々な情報が飛び交います。誤った情報による偏見や差別が起きないように、正しい知識、理解に基づいた、人権教育・人権啓発が必要です。

【主な取組みの方向】

同和問題を正しく理解する取組みを推進します。

地域、学校教育(児童・生徒、教職員)、行政職員、企業等、あらゆる場で人権教育や人権啓発を推進します。

(2) 「えせ同和行為」への対応

「えせ同和行為」とは、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。「えせ同和行為」は、同和問題によって差別的な地位に置かれてきた人々に対する誤った意識を植えつける大きな原因であり、このような「えせ同和行為」に対し、毅然と対応し、その排除の推進をすることが必要です。

【主な取組みの方向】

「えせ同和行為」に対して毅然と対応する体制を整え、企業等にも同様の対応をするよう働きかけます。

(3) 人権相談機関の充実

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対応する総合的な相談機関が求められています。同和問題が他の人権問題ともあいまって、複合的な差別問題となっている点についても、十分な対策が図られることが重要です。

【主な取組みの方向】

関係機関と連携し、総合的な人権相談に対応できる体制を充実させます。